

平成27年6月9日

三 田 市 長 様

三田市オンブズパーソン 曾 和 俊 文

平成27年5月8日付けで
〔 申立てのありました意見等の
通知しました発意に基づく 〕 調査結果につきまして、三田市

オンブズパーソン条例第14条の規定により次のとおり通知します。

意見等申立ての趣旨	三田市民病院での医療ミスによる損害賠償について、被害者と加害者との協議を行うため、三田市民病院が顧問弁護士へ支払った報酬の内容に疑義がある
調 査 の 結 果	<p>1 はじめに、申立人から提出された「申立て理由」、及び、市の機関である三田市民病院からの事情聴取を踏まえて、申立ての趣旨について、次の点を補足する。</p> <p>(1) 三田市民病院での医療ミスに関しての、申立人と三田市民病院との間における交渉等の経緯は、次のとおりである。</p> <p>ア 平成25年3月22日 申立人は、三田市民病院整形外科において手術を受けた。この際、右手第4指伸筋腱断裂の手術であったところ、三田市民病院の担当医師は、誤って健常である右手第3指に手術操作を加える事故（以下「本件事故」という。）が発生した。これにより、申立人は、術後2カ月に1回程度通院を繰り返すも、最終的に右手第3指に可動域制限が生じる等の後遺障害が残存することとなった。</p> <p>なお、三田市民病院は医療過誤を認めており、この点について双方に争いはなく、争点は補償金額にある。</p> <p>イ 平成26年4月10日 同月2日に実施された申立人と三田市民病院との面談時に、申立人が三田市民病院に対し、本件事故に係る補償の考え方を示すよう要望したことを受けて、三田市民病院が補償の考え方を示す書面を申立人に送付し、当事者間で解決すべく話し合いを始めた。</p> <p>ウ 平成26年6月30日 申立人が代理人弁護士を選任した旨の</p>

通知を三田市民病院が受領した。

エ 平成 26 年 8 月 12 日 三田市民病院が同院顧問弁護士を代理人として選任した旨の通知を申立人に送付した。

オ 平成 26 年 12 月 3 日 申立人が 3217 万 9985 円の損害賠償の支払いを求めて神戸地方裁判所に提訴した（本人訴訟）。

カ 平成 26 年 12 月 9 日 三田市民病院の代理人弁護士が同院に対し、訴外折衝着手金（申立人の言葉では「訴外折衝費用」）として 43 万 2000 円を請求した。

キ 平成 26 年 12 月 26 日 三田市民病院が同弁護士に対し、上記金員を支払った。

ク 平成 27 年 4 月 22 日 三田市民病院の代理人弁護士が同院に対し、訴訟着手金として 129 万 6000 円を請求した。

ケ 平成 27 年 4 月 24 日 三田市民病院が同弁護士に対し、上記金員を支払った。

(2) 以上の経緯のもと、申立人は、意見等申立ての理由として、次のとおり主張している。

ア 主張 1

上記の損害賠償の交渉を、三田市民病院は平成 26 年 8 月 12 日に顧問弁護士に依頼しているが、その後、幾度となく被害者依頼の弁護士が三田市民病院代理人弁護士に交渉・折衝を試みるが、同弁護士からは何らの回答がなく、交渉・折衝が行き詰まった状態になった。そのため、被害者である申立人が原告となって同年 12 月 3 日に神戸地方裁判所に提訴した。

ところが、同弁護士は三田市民病院に対して、同月 9 日に着手金の名目で訴外折衝費用（三田市民病院は訴外折衝着手金であると主張している。以下同じ。）として金 43 万 2000 円を請求し、同月 26 日に三田市民病院はそれを支払っている。

同年 8 月 12 日以来、一切の交渉も折衝もせず放置に近い状態にしておいて、訴外折衝費用を請求する方も問題であり、何の検証もせず支払う方も問題である。大事な税金の無駄使いと言わざるを得ない。

よって、訴外折衝費用の返還を求める。

イ 主張 2

また、同弁護士は、平成 11 年度より顧問契約をしており、独占的であり癒着にも繋がりがねないため、この際、改革を提案

する。

(3) なお、本件申立ては、弁護士費用の支払いという財務会計上の行為に関するものであることから、意見等申立書の送達確認時（本件申立てはファクスにより提出された。）に事務局において住民監査請求が行える旨を申立人に知らせたところ、申立人は住民監査請求手続との関係を了知したうえで、本件申立てを行っているとのことであった。同時に、事務局においてオンブズパーソンとの面談の日時を調整しようとしたところ、申立人は、別紙「意見申立ての理由」に書いたとおりであり、それ以上付け加えるところはないので、オンブズパーソンとの面談を希望しないとのことであった。

また、三田市民病院から事情聴取を行った後で、オンブズパーソンとして、念のため、申立人に対して三田市民病院から事情聴取を実施したことを伝えるとともに、その上で再び、①オンブズパーソンへの面談希望の有無、②仮に、面談を希望しない場合にあっては、意見等申立書に記載する事項以外に申し述べたい事項の有無、及び「有」の場合における書面提出の有無の各点について、事務局を介し確認したところ、申立人は、意見等申立書記載のとおりであり、いずれの点についても不要である旨を回答した。

2 以上の申立てについて、三田市民病院への事情聴取により、以下の事実が確認された。そこで、本件申立てに対するオンブズパーソンとしての結論は、次のとおりである。

(1) 主張1について

ア 三田市民病院は、全国自治体病院協議会を通じて病院賠償責任保険に加入しており、当該保険の対象範囲は、補償のみならず、弁護士費用も含まれている。そして、申立人が指摘する訴外折衝費用43万2000円については、病院賠償責任保険の引受先である民間保険会社が定める弁護士費用基準に基づき、訴外折衝着手金として支出されたものである。民間保険会社が妥当と認めた弁護士費用は保険によりカバーされる。すなわち、同会社の定めている弁護士費用基準では、大きく「訴訟事案」と「訴外賠償交渉」に分けて、それぞれ、訴額（あるいは請求額）に応じて着手金の額等が定められている。今回の訴外折衝費用は、損害賠償請求額「3000万円以上5000万円未満」に対応する着手金40万円に消費税3万2000円を加算した額として算出されている。民間保険会社の定めている弁護士費用基準による金額は、以前に日本弁護士連合会が定めていた「報酬等基準」による金額と比べても特段の差異は見受けられない。

なお、金銭支払いの具体的な流れについては、三田市民病院

	<p>が一旦受任者である同院代理人弁護士に支払った後、保険会社から三田市民病院に同額が支払われるシステムとなっている。</p> <p>したがって、保険処理により最終的に三田市民病院には、本件に関する弁護士費用の経済的負担は生じないこととなる。</p> <p>イ 以上の事実に基づき、申立人の主張 1 について判断するに、オンブズパーソンとしては、三田市民病院代理人弁護士に着手金を支払う上記システムに格別不合理な点は見受けられず、当該金額が不当に高いとも思われない。</p> <p>したがって、申立人の主張 1 は採用できない。</p> <p>(2) 主張 2 について</p> <p>ア 三田市民病院では、医療に関する専門的な知識が求められることから、平成 11 年度より、三田市の顧問弁護士とは別に、大阪弁護士会の紹介により医療分野に精通した顧問弁護士を依頼している。三田市民病院によると、同弁護士には、訴訟のほか、示談や相談等の業務も担っていただいているとのことである。</p> <p>一般に、医療訴訟が長期間に及ぶことが多いこと、専門的知識が必要とされることなどから、一旦契約した顧問弁護士との顧問契約は、特段の事情がない限り、継続することとしているとのことである。</p> <p>イ この点について、オンブズパーソンとしても、顧問弁護士は、特別に問題が生じない限り、継続して選任するのが通例であると考え。また、申立人は、顧問契約が長期間に及ぶことが独占的であり癒着に繋がりがかねないと主張するが、具体的な癒着の事実や癒着による弊害などが示されているわけではない。</p> <p>したがって、申立人の主張 2 には理由がなく、現段階において、顧問契約を見直すなどの対策を講じる必要性は認められないと判断する。</p> <p>3 最後に、本件申立てに関し、申立人と三田市民病院とは、現在、医療ミスをめぐる訴訟が係属中である。それゆえ、訴訟内容に係わること、及び事前交渉の内容の当否等についてオンブズパーソンとしては判断する立場にないことを申し添える。</p>
備 考	